

指名通知共通事項（電子入札）

入札方法	設計図書等の閲覧、設計図書等に関する質疑応答、同等製品確認および入札書の提出は、入札情報公開システムおよび埼玉県電子入札共同システム（以下、「システム」という。）で行う。
質疑に関する注意事項	・発注課に直接質問（電話等を含む）することは行わないこと ・回答に対する再質問の受付は行わない（ただし、回答内容に誤りがある場合を除く）。 ※同等製品確認も同様の取り扱いとする。
再度入札受付期間	第1回目の入札が開札日の午前中に終了する場合など、当日に再入札を実施できる環境が整えば、入札結果通知から概ね3時間以上をあげ、再入札を行う。 それ以外の場合は、第1回目の入札の翌日に行う。 開札時間はシステムにより通知。
入札に係る注意事項	（1）入札参加希望者は、指名通知書、朝霞市契約規則、朝霞市公共工事等電子入札運用基準、朝霞市競争入札心得書、設計図書等、約款及び現場について熟知のうえ入札を行うこと。 （2）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。 なお、単価契約による場合は、端数処理を行いません。 （3）最低制限価格が設定される入札案件において、最低制限価格未満の入札をした者は再度入札に参加できません。 （4）入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しません。 （5）やむを得ない理由によってシステムを利用することができない場合は、入札書受付締切日時までに「紙入札方式参加申請書」を提出してください。 （6）落札者の方には電話にて連絡をします。
問合せ	朝霞市役所 総務部 契約検査課 電話 048-463-2488（直通）